

第 4 次岡山県がん対策推進計画（素案） 主な変更内容

	現 行	修正・追記箇所	変更理由等
第 2 章 1(7)(8) P7~9	年齢調整死亡率の推移について、基準人口に昭和 60 年モデル人口を用いる。	年齢調整死亡率の推移について、基準人口に平成 27 年モデル人口を用いる。	厚生労働省が公表する 2020 年人口動態統計から年齢調整死亡率の基準人口が昭和 60 年モデル人口から平成 27 年モデル人口に変更されることに合わせたため。
第 2 章 1(8)	図 2-11	削除	図 2-10-1 と同じ内容であるため。
第 3 章 2 P35	記載なし	<u>持続可能ながん医療の提供に向け、拠点病院等の役割分担を踏まえた集約化を推進します。</u>	国の計画において、均てん化と同時に集約化について記載されているため。また、R4 に示された拠点病院等の整備指針でも集約化についての記載が追加されたため。
第 3 章 3 P35	記載なし	<u>多岐にわたる相談に対応できるよう、がん相談支援センターの資質向上を図るほか、</u>	第 9 次岡山保健医療計画の改正内容に合わせたため。
第 4 章 1(2)① P37	① <u>たばこ</u> 対策の推進	① <u>喫煙問題</u> 対策の推進	骨子案からの変更
第 4 章 1(2)① P37, 38 ほか	<u>成人の喫煙</u> <u>未成年者の喫煙</u>	<u>20 歳以上の者の喫煙</u> <u>20 歳未満の者の喫煙</u>	成人年齢が引き下げられたため。
第 4 章 1(2)① P39	<u>禁煙・完全分煙実施施設認定数</u>	<u>受動喫煙の防止</u>	禁煙・完全分煙実施施設認定事業が終了したため。また、健康おかやま 21 との整合性を図るため。

第4章 1(2)② P42	<u>ヘリコバクター・ピロリの除菌が胃がん発症予防に有効であるかどうかについては、まだ明らかではないものの、ヘリコバクター・ピロリの感染が胃がんのリスクであることは、科学的に証明されています。</u>	<u>ピロリ菌の感染が胃がんのリスクであることは、科学的に証明されています。このため、胃がんとピロリ菌の感染との関係性の理解が進むよう、正しい知識の普及啓発が必要です。</u>	「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」上に記載のある普及啓発について明記したため。
第4章 1(2)② P44	<u>子宮頸がんは、その多くが HPV の感染が原因であり、・・・現在、接種のあり方について検討されているところです。</u>	<u>近年、20歳代～40歳代の若年層の子宮頸がんは増加傾向にあります。子宮頸がんの原因は・・・9価ワクチンが定期接種化されています。</u>	現状の時点修正及び国において、勧奨再開や9価ワクチンの定期接種化が実施されたため。
第4章 1(2)② P45	記載なし	<u>胃がんに関する正しい知識、ヘリコバクター・ピロリの感染との関係等について、理解が深まるよう、普及啓発を行います。</u>	「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」上に記載のある普及啓発について明記したため。
第4章 2(2)① P59	記載なし	<u>新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の発生・まん延時の状況に応じた適切ながん検診の提供体制の整備</u>	国の計画において、新たに新型コロナウイルス等の感染症発生・まん延時の記載が追加されたため。
第4章 3(2)① P64	<u>①がん診療連携拠点病院・地域がん診療病院、がん診療連携推進病院の充実・強化</u>	<u>①がん診療連携拠点病院等の充実・強化</u>	本文中においては「拠点病院等」とまとめられているため、同様に、「がん診療連携拠点病院等」とまとめた。骨子案からの変更
第4章 3(2)① P64	記載なし	<u>がん医療を図る一方で、がん医療の高度化といった状況を踏まえ、・・・施設間での連携体制を整備する必要があります。</u>	国の計画において、均てん化と同時に集約化について記載されているため。また、R4に示された拠点病院等の整備指針でも集約化についての記載が追加されたため。
第4章 3(2)① P64	記載なし	<u>希少がんについては、症例数が非常に少ないことから、特定の医療機関に患者の集約化を図るとともに、希少がんに対応できる医療機関と拠点病院との連携を推進する必要があります。</u>	がん診療連携協議会での意見を反映させたため。また、国の計画でも新たに希少がんの項目が追加されたため。
第4章 3(2)① P64	<u>保健医療圏</u>	<u>がん医療圏</u>	R4に示された拠点病院等の整備指針の記載内容に合わせたため。

第4章 3(2)① P65	記載なし	<u>がんゲノム医療を牽引する高度な医療機関として、・・・県内でがんゲノム医療を受けられる体制の構築が進められています。</u>	第9次岡山保健医療計画の改正内容に合わせたため。また、国の計画でも新たにがんゲノムの項目が追加されたため。
第4章 3(2)① P65～66	記載なし	<u>併せて、役割分担が必要な医療機関等については、集約化を図ります。また、・・・遺伝性腫瘍に関する正確な情報提供を行います。</u>	「集約化」「希少がん及び難治性がん」「がんゲノム」それぞれの今後の取組の内容を追記した。
第4章 3(2)① P66	【個別目標】 ・がんの診断、治療、緩和ケアについて切れ目のない医療が提供できるよう、拠点病院等や地域の医療機関、かかりつけ医の役割を明確にした体制整備を図ることを目標とします。	【個別目標】 ・がんの診断、治療、緩和ケア、 <u>希少がん、難治性がん及びがんゲノム等</u> について切れ目のない医療が提供できるよう、拠点病院等や地域の医療機関、 <u>かかりつけ医の役割分担を踏まえた連携体制の整備</u> を目標とします。	【現状と課題】や【今後の取組】の記載内容に併せ、「希少がん及び難治性がん」「がんゲノム」を追記した。
第4章 3(2)① P66	数値目標の75歳未満年齢調整死亡率について、基準人口に昭和60年モデル人口を用いる。	数値目標の75歳未満年齢調整死亡率について、基準人口に平成27年モデル人口を用いる。	厚生労働省が公表する2020年人口動態統計から年齢調整死亡率の基準人口が昭和60年モデル人口から平成27年モデル人口に変更されることに合わせたため。国の集計値が公表され次第修正予定
第4章 3(2)② P66 ほか	②放射線療法・薬物療法・手術療法及びチーム医療の推進	②手術療法・放射線療法・薬物療法及びチーム医療の推進	国の計画の記載順に合わせたため。
第4章 3(2)② P67	記載なし	<u>がん治療の影響や症状の進行に伴い、身体機能が低下し、日常生活に支障を来す・・・支持療法を適切に推進する必要があります。</u>	国の計画で、リハビリテーションと支持療法の項目が設けられているため。
第4章 3(2)② P67	記載なし	<u>がん治療により、口腔内でも口内炎や口腔乾燥症といった副作用が現れる場合があります。また、・・・歯科の連携を推進する必要があります。</u>	がん診療連携協議会での意見を反映させたため。

第4章 3(2)② P67	記載なし	<u>拠点病院等は、がんのリハビリテーション研修を受講した・・・リハビリテーション提供体制の整備を推進します。</u>	国の計画で、リハビリテーションの項目が設けられているため。
第4章 3(2)④ P70	<u>県が平成28(2016)年度に実施した「緩和ケアに関する調査」によると・・・伝えられていないなどの状況が明らかになりました。</u>	削除	調査内容が古いため。
第4章 3(2)④ P70	<u>今後とも、緩和ケア研修会を開催し、緩和ケアに携わる医師等の確保と質の向上が必要です。</u>	<u>引き続き、拠点病院等において緩和ケア研修会を開催するとともに、地域の医療機関のがん診療に携わる医師等に対して、研修の受講勧奨を行い、緩和ケアに携わる医師等の確保と質の向上を図る必要があります。</u>	R4に示された拠点病院等の整備指針において、地域の医療機関への受講勧奨について定められているため。
第4章 3(2)④ P70	表4-3 岡山県の緩和ケアに関わる機関数 麻薬に係る調剤の実施可能薬局数	削除	岡山医療情報ネットの仕様変更により、がん医療圏ごとの薬局数の把握が困難になったため。
第4章 3(2)④ P71	<u>・拠点病院は、引き続き国の指針に準拠した緩和ケア研修会を開催します。</u>	<u>・拠点病院等は、引き続き国の指針に準拠した緩和ケア研修会を開催するとともに、連携する地域の医療機関のがん診療に携わる医師等に対して、研修の受講勧奨を行います。</u>	R4に示された拠点病院等の整備指針において、地域の医療機関への受講勧奨について定められているため。
第4章 3(2)⑤ P72	<u>今後は拠点病院等や地域のかかりつけ医が協力し、地域連携パスを活用した医療連携を行うことで在宅医療の推進を図るとともに、がん患者が安心・・・必要があります。</u>	<u>今後はパスの在り方について見直しを行い、拠点病院等と地域の医療機関との円滑な連携体制の構築について検討し、がん患者が安心・・・必要があります。</u>	R4に示された拠点病院等の整備指針において、地域連携パスの内容が削除されており、今後は地域連携パスの活用に限らず、地域連携体制の構築について検討を進めるため。
第4章 3(2)⑤ P72	<u>・連携協議会は、拠点病院等に対して地域連携パスの普及啓発を行います。</u>	<u>・連携協議会は、地域連携パスの在り方の検討を行い、拠点病院等に対して地域連携パスの普及啓発を図ります。</u>	R4に示された拠点病院等の整備指針において、地域連携パスの内容が削除されており、今後は地域連携パスの活用に限らず、地域連携体制の構築について検討を進めるため。

第4章 3(2)⑤ P73	【個別目標】 ・拠点病院等とかかりつけ医との連携が円滑に行えるよう、地域連携パスの活用を進めることを目標とします。	【個別目標】 ・ <u>地域連携パス在り方を検討し、拠点病院等とかかりつけ医との連携が円滑に行える体制の整備を推進</u> することを目標とします。	R4に示された拠点病院等の整備指針において、地域連携パスの内容が削除されており、今後は地域連携パスの活用に限らず、地域連携体制の構築について検討を進めるため。
第4章 3(2)⑥ P73～74	・県民が自分らしい療養生活を送り、人生の最期を迎えることができるよう、人生の最終段階における生き方等について考える <u>機会の提供や、・・・資質向上</u> を図ります。	・県民が自分らしい療養生活を送り、人生の最期を迎えることができるよう、 <u>ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発</u> を行い、人生の最終段階における生き方等について考える <u>意識の醸成</u> を図ります。	ACPの普及啓発を行うため。
第4章 3(2)⑦ P75～76	専門看護師 認定看護師	専門看護師 認定看護師 特定認定看護師	第9次岡山保健医療計画の改正内容に合わせたため。
第4章 3(3) P76	記載なし	連携協議会及び県の役割に「拠点病院等における役割分担の検討」を記載	【現状と課題】や【今後の取組】、【個別目標】の記載内容に「役割分担」が追加されたため。
第4章 3(3) P76	記載なし	・ <u>専門看護師、認定看護師、特定認定看護師の養成支援</u>	第9次岡山保健医療計画の改正内容に合わせたため。また、【現状と課題】や【今後の取組】、【個別目標】の記載内容に合わせたため。
第4章 4(2)① P78	記載なし	・ <u>遠方に住むがん患者など、がん相談支援センターへの来所が困難な患者からの相談にも対応できるように、オンライン等を活用した相談体制の整備に努めます。</u>	R4に示された拠点病院等の整備指針において、オンライン等を活用した相談支援体制の整備について定められているため。
第4章 4(2)① P78	・県は、ピアサポーターのスキルアップ研修会等を開催するとともに、拠点病院等と連携しグリーンケアのあり方について検討します。	・県は、 <u>がん患者に寄り添ったピアサポート活動ができるよう、スキルアップ研修会等を開催し、ピアサポーターの資質向上を図るとともに、拠点病院等と連携しグリーンケアの在り方について検討</u> します。	ピアサポーターの更なる質の向上を図るため。

第4章 4(2)② P79	記載なし	<u>インターネット等において、がんに関する情報があふれる中で、科学的根拠に基づかない情報が含まれていることがあります。・・・県民が正しい情報を入手できるよう、「岡山がんサポート情報」等の周知を図っていく必要があります。</u>	「岡山がんサポート情報」の周知が必要であるため。
第4章 4(2)③ P81～ 82	記載なし	③がん患者のQOL向上 ＜項目を新たに追加＞	国の計画で、「アピアランスケア」と「がん患者の自殺対策」の項目が新たに設けられたため、「③がん患者のQOL向上」にそれぞれ追加した。
第4章 4(2)④ P82	③患者会ネットワークの構築・強化	④患者等の参画の推進	国の計画で新たに患者・市民参画の推進の項目が追加されたため。骨子案からの変更
第4章 4(2)④ P83	患者団体の充実を図るための取組を支援します。	患者団体の活動や相談体制の充実を図るための取組を支援するとともに、 <u>がん患者、医療従事者と行政が意見交換できる場の提供について検討します。</u>	がん患者、医療従事者と行政が意見交換できる場の提供について検討するため。
第4章 4(2)④ P83	記載なし	【個別目標】 <u>・患者及びその家族等が参画できる体制整備を図ります。</u>	がん患者、医療従事者と行政が意見交換できる場の提供について検討するため。
第4章 4(3) P83～84	連携協議会及び県の役割に「がん相談支援センターの周知」を記載	連携協議会、拠点病院等及び県の役割に「がん相談支援センターの周知」を記載	がん相談支援センターの周知をより一層図るため、拠点病院等の役割にも追加した。
第4章 4(3) P83～84	記載なし	拠点病院等及び県の役割に「アピアランスケアに係る相談対応、情報発信」を記載	【現状と課題】や【今後の取組】、【個別目標】の記載内容に「アピアランスケア」が追加されたため。
第4章 4(3) P84	記載なし	県の役割に「アピアランスケアの普及・啓発」を記載	【現状と課題】や【今後の取組】、【個別目標】の記載内容に「アピアランスケア」が追加されたため。

第4章 4(3) P84	記載なし	県の役割に「がん患者、医療従事者と行政が意見交換できる場の提供」を記載	【今後の取組】の記載内容に「がん患者、医療従事者と行政が意見交換できる場の提供」が追加されたため。
第4章 6 P90	6 小児がん、AYA 世代のがん対策	6 小児、AYA 世代、 <u>高齢者のがん対策</u>	国の計画で新たに高齢者のがん対策の項目が追加されたため。骨子案からの変更
第4章 6(1) P90	<u>本県が実施した「小児がん患者・経験者とその家族に対する実態調査」の自由記述欄には、・・・学習環境や妊孕性の問題などが寄せられました。</u>	削除	調査内容が古いため。
第4章 6(2)① P91	記載なし	<u>小児・AYA 世代のがんでは、晩期合併症が問題となることから、・・・連携を含めた長期フォローアップの在り方を検討する必要があります。</u>	国の計画に長期フォローアップについての記載があるため。
第4章 6(2)① P92	記載なし	<u>小児がん拠点病院、小児がん連携病院、拠点病院等とかかりつけ医などの関係機関が連携し晩期合併症に適切に対処できるよう、長期フォローアップ体制の整備を推進します。</u>	小児がん拠点病院、小児がん連携病院、拠点病院等とかかりつけ医などの関係機関が連携し、
第4章 6(2)② P93	<u>・県は、平成 26(2014)年度に実施した「小児がん患者・経験者とその家族に対する実態調査から把握した課題について検討を行います。</u>	削除	調査内容が古いため。
第4章 6(2)② P93	<u>・県は、院内学級、訪問教育の充実など、療養中でも適切な教育を受けることのできる環境が整備されるよう関係者に働きかけます。</u>	削除	療養中の教育については、「8(2)②(ア)」(P102～)及び「9(2)」(P105～)で記載するため。

第4章 6(2)② P93	<u>・県は、医療従事者への妊孕性温存に関する研修会の開催や岡山県がんサポートガイドによる妊孕性温存に関する普及啓発を行います。</u>	削除	妊孕性温存については、「6(2)③」(P93～)で記載するため。
第4章 6(2)② P93	記載なし	<u>・県は、小児・AYA世代のがん患者が気軽に相談でき、正確な情報にたどり着けるよう、がん相談支援センターや「岡山がんサポート情報」の周知に努めます。</u>	がん相談支援センターや「岡山がんサポート情報」の周知が必要であるため。
第4章 6(2)② P93	【個別目標】 ・小児・AYA世代のがん患者とその家族が悩みなどについて気軽に相談でき、また必要な情報を得られるよう、計画期間中にその環境整備に取り組むことを目標とします。	【個別目標】 ・小児・AYA世代のがん患者とその家族等が・・・ <u>相談支援体制の整備に取り組むとともに、・・・入手できるよう、「岡山がんサポート情報」等の情報源の周知を図ることを目標とします。</u>	「岡山がんサポート情報」等の周知が必要であるため。
第4章 6(2)③ P93～ 94	記載なし	③妊孕性温存療法 ＜項目を新たに追加＞	国の計画で、「妊孕性温存療法」の項目が新たに設けられたため。
第4章 6(2)④ P95	記載なし	③高齢者のがん対策 ＜項目を新たに追加＞	国の計画で、「高齢者のがん対策」の項目が新たに設けられたため。
第4章 6(3) P95	記載なし	連携協議会及び県の役割に「小児がん拠点病院、小児がん連携病院、拠点病院等とかかりつけ医などの関係機関が連携した医療体制の整備」を記載	関係機関が連携した医療体制の整備が必要であるため。
第4章 6(3) P95～96	記載なし	拠点病院等の役割に「妊孕性温存療法の実施について相談できる体制の整備」を記載	「妊孕性温存療法」の項目が新たに追加されたため。

第4章 6(3) P96	記載なし	県の役割に「 <u>妊孕性温存療法についての必要な情報の提供</u> 」を記載	「 <u>妊孕性温存療法</u> 」の項目が新たに追加されたため。
第4章 6(3) P96	記載なし	県の役割に「 <u>高齢のがん患者が、それぞれの状況に応じた医療や支援が受けられる体制の整備</u> 」を記載	「 <u>高齢者のがん対策</u> 」の項目が新たに追加されたため。
第4章 8(2)① P100	① <u>治療と職業生活の両立を支援するための取組</u>	① <u>治療と仕事の両立支援のための取組</u>	がん診療連携協議会での意見を反映させたため。骨子案からの変更
第4章 8(2)② ア P102	記載なし	<u>また、小児・AYA世代のがん患者が適切な教育を受けることのできる環境の整備が必要です。がんで長期療養を必要とする児童生徒への・・・相談に応じています。</u>	がん対策推進協議会での意見を反映させたため。
第4章 8(2)② ア P103	記載なし	<u>治療と教育の両立ができるよう、関係者への理解を促し、環境整備に努めます。</u>	がん対策推進協議会での意見を反映させたため。
第4章 8(2)② ア P103	記載なし	<u>・拠点病院等は、小児がん拠点病院及び小児がん連携病院と連携し、長期フォローアップや移行期支援など、切れ目ない支援体制の構築を検討します。</u>	国の計画に長期フォローアップや移行期支援についての記載があるため。
第4章 8(2)② イ P103	<u>今後、国が策定する高齢のがん患者の意思決定の支援に関する診療ガイドラインの検討状況を注視しながら、・・・医療従事者等の資質の向上を図ります。</u>	<u>医療と介護の連携のもと、高齢のがん患者のQOLの維持向上を図るとともに、人生の最終段階において望んだ場所で最期を迎えることができるよう、ACPの普及啓発を行います。</u>	ACPの普及啓発を行うため。
第4章 8(2)② イ P104	記載なし	<u>・高齢のがん患者が、人生の最終段階において、本人の望む場所で最期を迎えられるよう、ACPの普及啓発を推進することを目標とします。</u>	ACPの普及啓発を行うため。

第4章 8(3) P104	記載なし	県の役割に「児童生徒が治療と学習を両立できる環境の整備」を記載	がん対策推進協議会での意見を反映させたため。
第4章 9 P105	記載なし	9 デジタル化の推進 ＜項目を新たに追加＞	国の計画で、「デジタル化の推進」の項目が新たに設けられたため。
第4章 10 P105	記載なし	10 非常時を見据えた対策 ＜項目を新たに追加＞	国の計画で、「感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策」の項目が新たに設けられたため。